

潤滑油リサイクル ハンドブック

社団法人 潤滑油協会

はじめに

近年、資源の有効利用、環境への負荷低減の観点から、循環型社会の形成を目指して事業者、ユーザー、行政等多くの方々が様々な活動を展開しております。

潤滑油業界においても社団法人潤滑油協会（潤滑油リサイクル対策委員会）を中心に潤滑油リサイクルに関する積極的な取り組みを実施しているところです。この冊子は、その取り組みの一環として、潤滑油リサイクルに関する事項の普及を目的に作成したものです。この冊子には循環型経済システムの構築に向けた取り組み方、潤滑油リサイクルの現状や課題、潤滑油業界の現在の取り組み、廃棄物・リサイクル関連法の解説、現場における廃油処理の方法等を簡単にまとめてあります。潤滑油製造事業者、潤滑油ユーザー等関係者の皆様に、日常業務の中で潤滑油リサイクルのハンドブックとしてご愛用いただければ幸いです。

目 次

I. 循環型社会の形成	1
1. 循環型経済システム構築の必要性	1
2. 循環型経済システムの概念	1
3. 廃棄物・リサイクル対策の再構築	2
4. 廃棄物・リサイクルに関する政策課題	3
5. 廃棄物処理・リサイクルガイドライン	4
6. 我が国における廃棄物の現状	6
II. 潤滑油リサイクルの現状	9
1. 潤滑油のライフサイクル	9
2. 潤滑油マテリアルフロー	10
3. 再生重油について	12
4. 再生潤滑油について	13
III. 潤滑油リサイクルに関する課題と対策	15
1. 潤滑油リサイクルのポイント	15
2. 潤滑油リサイクルの問題点	16
3. 塩素系潤滑油について	16
4. 塩素系潤滑油の使用状況	17
5. 潤滑油業界の取組み	19
IV. 廃棄物・リサイクル関連法	23
1. 循環型社会形成推進基本法（平成 12（2000）年 6 月公布）	24
2. 廃棄物処理法（昭和 45（1970）年施行、平成 22（2010）年 5 月改正）	24
3. 資源有効利用促進法（平成 3（1991）年 4 月施行、平成 14（2002）年 2 月改正）	25
4. 主な個別リサイクル法	25
5. グリーン購入法（平成 13（2001）年 4 月施行、平成 15（2003）年 7 月改正）	26
V. 廃油処理の手引	27
1. 廃棄物について	27
2. 廃油の発生と保管及び委託処理について	27
3. マニフェストの適正な運用について	29
4. 廃油処理委託の手順	31

VI. 参考資料	3 2
VII. 付 録.....	3 3
1. 廃油再生及び焼却事業者リスト (注)	3 3
2. 関係機関及び関係団体のホームページアドレス.....	3 3

．循環型社会の形成

1 ．循環型経済システム構築の必要性

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動を続けてきた我が国では、近年膨大な量の廃棄物が排出されており、最終処分場の逼迫や不適正に処理された廃棄物の環境への影響が懸念されています。更に、将来的には鉱物資源を含む天然資源の枯渇が問題として提起されています。このような資源や環境への制約は、21世紀における我が国が持続的に発展する上で最大の障害であり、新たな循環型経済システムを構築することが急務であるといわれています。

2 ．循環型経済システム概念

我が国が持続的成長を遂げるために必要な構築すべき経済システム、すなわち循環型経済システムの備える基本的な要素には次のようなものが挙げられます。

資源・エネルギー効率の最大化（投入・排出の極小化）

大量生産、大量消費、大量廃棄型の使い捨てを基本とするライフスタイルからの脱却や価値観の転換を図り、必要なものを必要なだけ効率的に生産・消費することが求められます。

事業者・消費者・行政のパートナーシップ（社会全体としての便益の最大化）

市場を通じて事業者・消費者間のパートナーシップの確立と市場条件の整備を行う行政が必要です。

新たな産業技術体系の確立（循環型技術体系の確立）

素材リサイクルのための分別・処理技術と素材の選定や製品の設計・製造技術の一体化を図り、ライフサイクル全体を考慮した環境負荷の低減を可能とする技術体系を確立することが求められます。

環境関連産業の進展（新規産業フロンティアの開拓、企業の競争力強化）

産業の環境化（事業活動への環境対応のビルドイン）、環境の産業化（環境制約・資源制約への対応を通じた市場価値の創造）が必要です。

3．廃棄物・リサイクル対策の再構築

目指すべき循環型経済システムにおいては、各般の製品について製造、流通、消費及びリサイクルにおける資源循環システムの構築が必要であり、今まで取組んできた廃棄物・リサイクル対策内容の充実を図るとともに、抜本的取組の強化を図る必要があります。今後取組むべき廃棄物・リサイクル対策の基本的考え方は、「何を」、「どのように」、「誰が如何なる役割を担って」進めるかが基本的な視点であります。

「何」、について対策を講じるか？

今まで以上に広い分野について対策を講じる必要があり、対象の「排出量」、「含有資源の有用性」、「処理困難性」の高い分野について優先的に取組むことが求められます。

「どのような」取組を行うことが必要か？

従来の1R（Recycle）から3R（Reduce、Reuse、Recycle）への取組が求められます。3Rは次のように定義されます。

【リデュース（Reduce）：廃棄物の発生抑制】

省資源化や長寿命化といった取組を通じて製品の製造、流通、使用等にかかる資源利用効率を高め、廃棄物とならざるを得ない形での資源の利用を極力少なくする。

【リユース（Reuse）：再使用】

一旦使用された製品を回収し、必要に応じ適切な処置を施しつつ製品として再使用を図る。又は再使用可能な部品の利用を図る。

【リサイクル（Recycle）：再資源化】

一旦使用された製品や製品の製造に伴い発生した副産物を回収し、原材料としての利用（マテリアルリサイクル）又は焼却熱のエネルギーとしての利用（サーマルリサイクル）を図る。

「誰が如何なる役割を担う」か？

製品・サービスの市場への供給者であるとともに製品のライフサイクル全般を通じて環境対応活動を行う能力を有する事業者の役割が大きくなっています。また、市場において消費選択を行うとともに、排出者である消費者の役割も重要であり、事業者、消費者に国・地方自治体を加えた各関係主体が各々の担うべき役割を果たすことが必要です。

ルール化が必要な場合には、分野ごとの特性を踏まえつつ、システム全体の実効性・効率性を最大化するよう、事業者、消費者、国・地方自治体の適切な役割分担を設定することが求められます。

4．廃棄物・リサイクルに関する政策課題

リサイクル対策の抜本的強化に向けた政策対応

リサイクルの取組促進のための枠組みの検討

- ・再生資源利用促進法における製品指定の追加
- ・品目別・業種別ガイドラインの拡充
- ・個別立法措置も含めた対策の検討

リサイクルの取組に対する支援

- ・リサイクル関連施設整備の支援及びリサイクル産業の起業支援
- ・リサイクル製品市場の整備及び創出

リデュース・リユース対策の本格的導入に向けた政策対応

リデュース・リユースの取組促進のための枠組みの検討

- ・品目別・業種別ガイドラインにおける取組の導入、強化
- ・法的枠組みの必要性の検討

リデュース・リユースの取組に対する支援

- ・リデュース・リユース関連施設導入・整備支援
- ・リデュース・リユース関連産業の起業支援
- ・リデュース・リユース関連市場の整備及び創出

リサイクル・リデュース・リユース対策の共通の課題と対応

- *積極的な情報開示
- *業種間連携の積極的推進
- *技術開発
- *制度的障害の除去
- *地方公共団体による取組の促進

5 . 廃棄物処理・リサイクルガイドライン

(1) ガイドライン策定の経緯と目的

平成 2 (1990) 年 12 月に通商産業省 (現経済産業省) 産業構造審議会、廃棄物処理・再資源化部会において「今後の廃棄物処理・再資源化対策のあり方」として答申がまとめられ、14 品目及び 10 業種の廃棄物処理・リサイクルガイドラインが策定されました。

「潤滑油」は、平成 11 (1999) 年 12 月の品目別廃棄物処理・リサイクルガイドライン改定時に追加指定され、その後、内容の充実・強化を図るために数回の改定を経て、平成 17 (2005) 年 11 月の改定では、35 品目、18 業種となっており、本ガイドラインの対象としている品目・業種は、一般廃棄物量の約 70%、産業廃棄物量の約 40%をカバーしているとされています。

廃棄物処理・リサイクルガイドラインの目的は、産業構造審議会が事業者に取り組むべき事項を提示することにより、事業者の自主的な取り組みを促進することにあります。

表-1 品目別ガイドライン(35品目)

No.	品 目	No.	品 目
1	紙	19	エアゾール缶
2	ガラスびん	20	小形ガスボンベ
3	スチール缶	21	消火器
4	アルミ缶等	22	ぱちんこ遊技機等
5	プラスチック	23	パーソナルコンピュータ ²⁾
6	自動車	24	複写機
7	オートバイ	25	ガス・石油機器
8	タイヤ	26	繊維製品
9	自転車	27	潤滑油
10	家電製品	28	電線
11	スプリングマットレス	29	建設資材
12	オフィス家具	30	浴槽及び浴室ユニット
13	カーペット	31	システムキッチン
14	布団	32	携帯電話・PHS
15	乾電池・ボタン電池	33	蛍光管等
16	小型二次電池等	34	自動販売機
17	鉛蓄電池 ¹⁾	35	レンズ付フィルム
18	カセットボンベ		

1) 自動車用及び二輪車用、

2) 周辺機器を含む

表-2 業種別ガイドライン(18業種)

	品 目		品 目
1	鉄鋼業	10	電子・電気機器製造業
2	紙・パルプ製造業	11	石油精製業
3	化学工業	12	流通業
4	板ガラス製造業	13	リース業
5	繊維工業	14	セメント製造業
6	非鉄金属製造業	15	ゴム製品製造業
7	電気事業	16	石炭鉱業
8	自動車製造業	17	ガス業
9	自動車部品製造業	18	工場生産住宅製造業

(2) 品目別廃棄物処理・リサイクルガイドライン「潤滑油」

平成 11 (1999) 年 12 月の品目別廃棄物処理・リサイクルガイドライン改定時に「潤滑油」が追加指定され、以来 3 回の改定が行われています。平成 17 (2005) 年改定ガイドラインを表-3 に示します。

表-3 品目別廃棄物処理・リサイクルガイドライン「潤滑油」

平成 17 (2005) 年改定ガイドライン
<p>潤滑油のリサイクルを推進する観点から、(社)潤滑油協会を中心として、使用済潤滑油の処理実態の明確化を図りつつ、以下の取組を実施する。</p> <p>1 . 潤滑油関係業界団体の連携強化及び広報、啓発活動等の拡充</p> <p>(社)潤滑油協会、全国工作油剤工業組合、全国オイルリサイクル協同組合等の関係業界団体の連携を推進し、潤滑油ユーザー、機械メーカー並びに潤滑油ユーザー関連団体等に対して使用済潤滑油の分別回収及び非塩素系潤滑油への使用転換に係る積極的な広報・啓発活動を推進して、理解と協力の促進を図る。</p> <p>2 . 非塩素系潤滑油への転換の推進</p> <p>潤滑油ユーザーの理解と協力の下に、塩素系潤滑油（塩素を含有する添加剤使用の潤滑油）について、技術的代替性がないもの等を除き、非塩素系潤滑油の製造及び使用転換に向けた取組を引き続き推進するとともに、塩素系潤滑油の技術代替等を進める。</p> <p>3 . 使用済潤滑油の分別回収の促進</p> <p>潤滑油ユーザーが塩素系潤滑油を容易に識別して分別し、適正な処分を行うことができるよう、塩素系潤滑油の製造事業者において、容器に塩素系潤滑油であることを表示するラベル貼付の取組を継続実施する。また、使用済潤滑油の分別手法を検討し、リサイクルの効率化を図る。</p>

注) ____下線部が平成 17 (2005) 年改定

6 . 我が国における廃棄物の現状

廃棄物処理法では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物に大別しており、廃棄物の総排出量は平成 20 (2008) 年度ベースで一般廃棄物が約 0.5 億トン、産業廃棄物が約 4.0 億トンになっています。使用済み潤滑油はそのほとんどが産業廃棄物として取り扱われていますが、産業廃棄物の総排出量の推移は図-1 のとおりで、近年ほぼ横ばいの状況が続いています。また、図-2 に平成 20 (2008) 年度の産業廃棄物の処理状況を示します。

表-4には、産業構造審議会資料（製品毎の特性）より品目別廃棄物の廃棄量の多い順に並べたものを示します。最も多いのは印刷情報用紙で1000万トンを超える量が廃棄されています。次いで段ボール、新聞紙と続いています。潤滑油は7番目に数えられ、品目別廃棄物の中で多い方に位置付けられます。

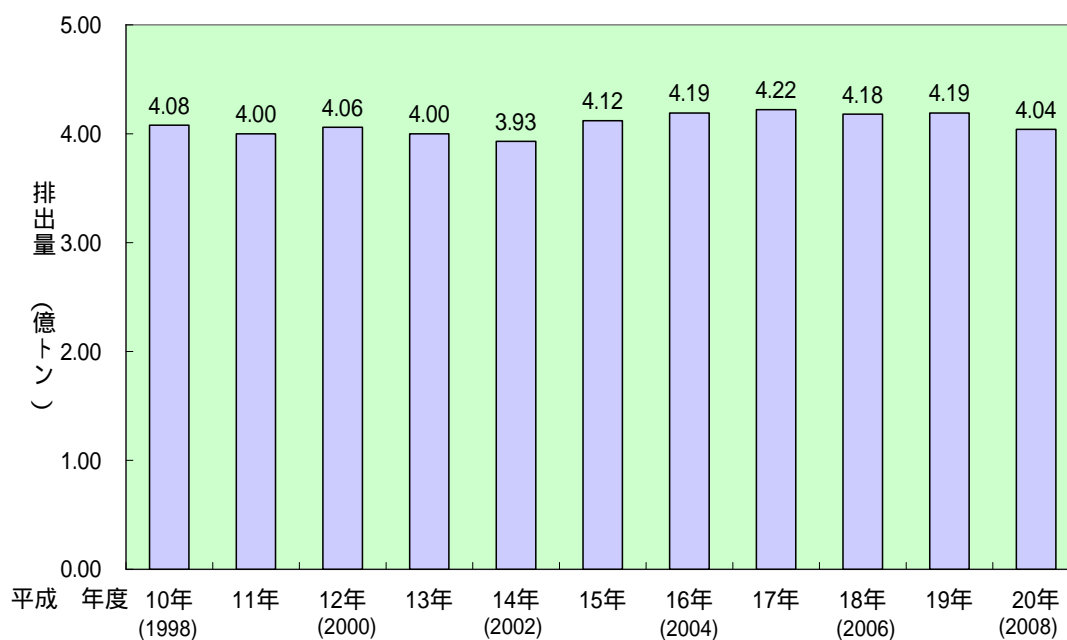


図-1 産業廃棄物の総排出量（平成 20（2008）年度、出典：環境省ホームページ）

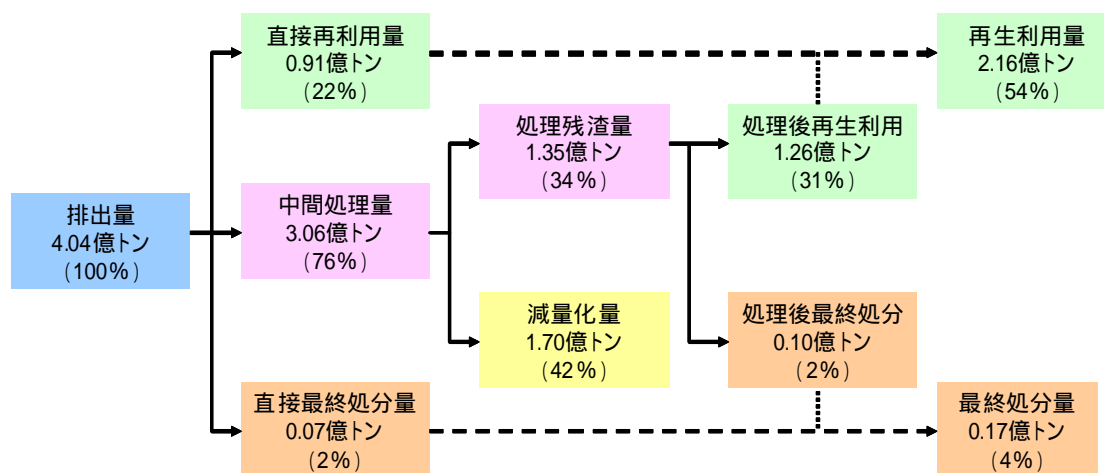


図-2 産業廃棄物の処理状況（平成 20（2008）年度、出典：環境省ホームページ）

表-4 廃棄物の品目別廃棄量上位

	廃棄物	(千トン/年)
1	印刷情報用紙	11,553
2	段ボール	8,732
3	新聞紙	3,870
4	その他紙製容器包装	2,164
5	ガラスびん	2,060
6	衛生用紙	1,717
7	潤滑油	1,340
8	その他プラ製容器包装	1,269
9	火災警報設備	1,234
10	スチール缶	1,215
11	衣料	1,057
12	タイヤ	1,029
13	電線	992
14	建設機械	965
15	石こうボード	781
	レンズ付きフィルム	84.4百万本
	自動車	5,148千台
	浴槽・浴室ユニット	1,656千台
	システムキッチン	1,116千セット
	オートバイ	1,105千台
	小型ガスポンベ	294千台

(平成 14(2002)年 産業構造審議会環境部会・第 7 回廃棄物リサイクル小委員会 資料)

とが必要です。各種統計値及び調査結果に基づき推定した潤滑油マテリアルフローを次項に示します。

2．潤滑油マテリアルフロー

平成 21（2009）年度推定データに基づく潤滑油マテリアルフローを図-4 に示します。国内で販売される潤滑油量（168 万 kL）から、使用による原材料用途・消耗等の推定消費量（84 万 kL）を差し引いた、84 万 kL/年が使用済み潤滑油として発生していると推定されています。使用済み潤滑油のうち一部は、ユーザーの事業所内において、自社内で再び工業用潤滑油等に利用（P13 参照）されたり、自家燃料に使用されています。残りの 72 万 kL は廃油回収事業者により回収され、廃油再生事業者により 50 万 kL が再生重油（P12 参照）に、0.5 万 kL が再生潤滑油（コンクリート離型剤等（P14 参照））に再生されリサイクルされています。また一部は、使用済み潤滑油そのままの形で公衆浴場における燃料や農業におけるビニールハウス等の暖房用燃料として利用され、残りは焼却処分されていると推定されています。

このように国内における使用済み潤滑油の利用は、焼却処理の際の熱利用も含めてその大半が再生重油等燃料として利用されている現状にあり、再生潤滑油への利用は僅かとなっています。なお、回収できない潤滑油には他の製品の原料となるゴム配合油やインキ油等、また、使用中に燃焼や消耗してしまう 2 サイクル油、船用シリンダー油、チェーンソー油等が含まれます。

使用済み潤滑油の再資源化の割合は、使用済み潤滑油の発生量を分母とし、再生重油としての利用量、自家燃料への利用量、コンクリート離型剤への利用量、委託再生による再生潤滑油への利用量、浴場・農業等での利用量を合算した量を分子として算出すると約 78%と見込まれ、数値的には高い水準にあるといえます。

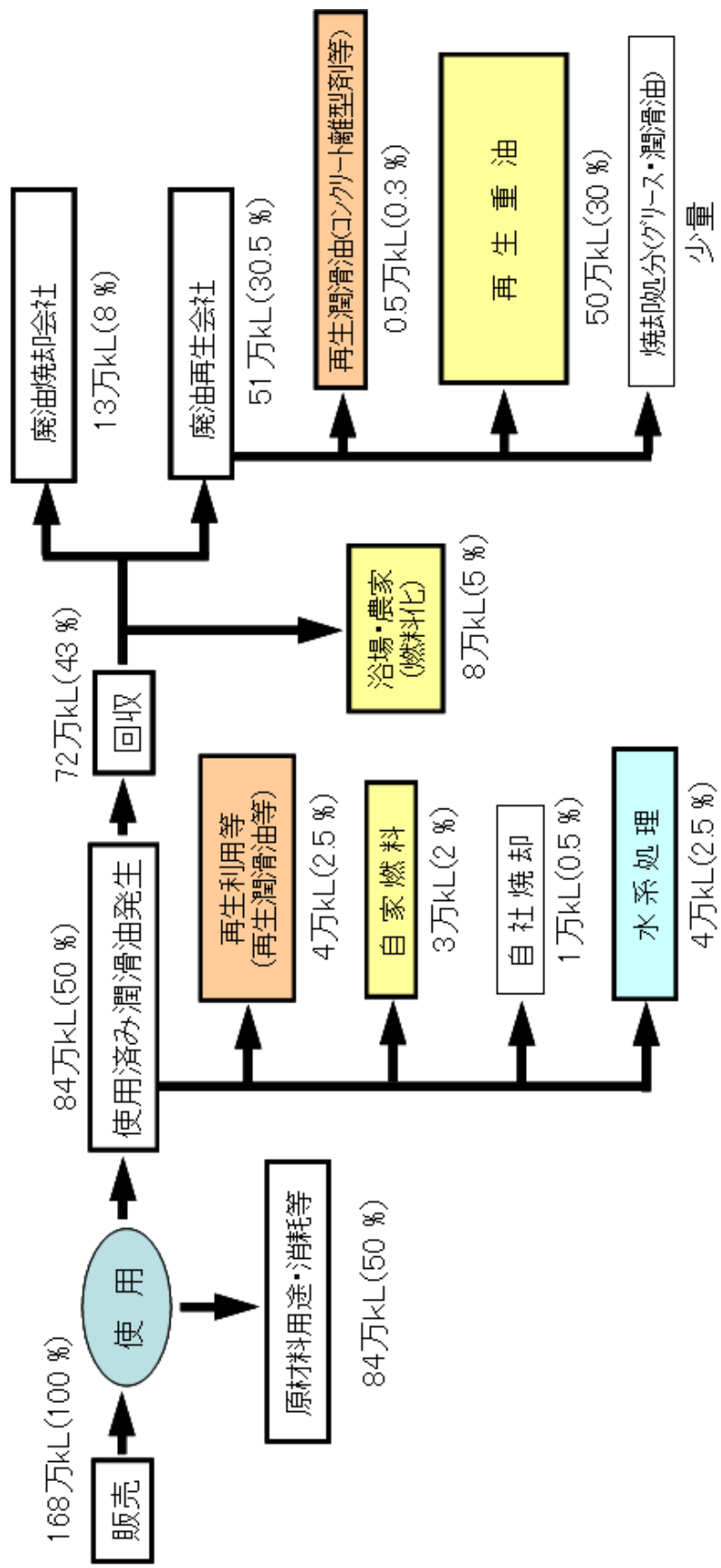


図-4 潤滑油のマテリアルフロー (平成21(2009)年度推定量)

出典：潤滑油リサイクル対策委員会

3 . 再生重油について

(1) 再生重油に適した使用済み潤滑油

主に使用済み潤滑油を原料として重油代替燃料油に再生したものを一般に再生重油と呼んでいます。再生重油を製造する場合は、製造工程や再生重油に求められる性状に応じて原料油種が表-5のように選別されています。特に塩素系添加剤を含有する使用済み潤滑油は、不適切に燃焼させるとダイオキシン等の有害物質の発生原因となったり、塩酸を生成して焼却炉を傷めることが考えられ、再生に不適な油種として分別回収の必要があります。

(2) 再生重油の品質

平成 17 (2005) 年 10 月に公表された「標準仕様書 TS K 0010-2005 再生重油」では、表-6 に示すような再生重油の品質基準を定めています。再生重油の性状は使用済み潤滑油を原料とするため粘度はやや高いものの、流動点が低いので一般 C 重油のように加熱する必要はない等の特徴を有しています。また、硫黄分も低く JIS 規格の重油 (JIS K2205) の A 重油と C 重油の間隔的な性状で発熱量も十分にあります。再生重油の問題点としては潤滑油添加剤に起因する灰分等が考えられます。

表-5 再生重油用使用済み潤滑油の種類

再生に適した油種	エンジン油、油圧作動油、タービン油、スピンドル油、トランス油、コンプレッサー油、ギヤー油、フラッシングオイル、非塩素系金属加工油、熱媒体油
再生に不適な油種	塩素系・水系・難燃性のもの - 金属加工油 (切削油、プレス油、焼入油)、不凍液、クーラント、ブレーキ液、グリース、ワックス、難燃性作動油 (水グリコール、リン酸エステル)、溶剤 (シンナー、石油化学製品)、シリコン油、動植物油
汚染による不適な油種	全ての油種において水分、スラッジ、ゴミの多いもの

※トランス油については、PCB を含有しないものに限る。

※熱媒体油については、監視化学物質を含有しないものに限る。

表-6 再生重油の品質基準

項 目	1 種	2 種
引火点	70 以上	70 以上
動粘度 50 mm ² /s	50 以下	50 以下
流動点	-10 以下	-10 以下
灰分 質量%	1.0 以下	1.0 以下
硫黄分 質量%	1.0 以下	1.0 以下
塩素分 質量分率 ppm	1,000 以下	2,000 以下
水分 質量%	1.0 以下	1.0 以下
総発熱量 J/g	41,800 以上	41,800 以上

出典：標準仕様書 TS K 0010-2005 再生重油

(3) 再生重油の経済性

再生重油は市場において一般重油の代替燃料油として位置付けられ、その経済性は一般重油の市況と廃潤滑油の回収費用に左右されることはありますが、原油価格や需給バランスの変動による一般重油の市況変化に対し変動が少なく、比較的安定した価格で供給されています。市場ではA重油とC重油との間の中間的商品として流動点が低いという商品特性も評価され、直火使用工業炉の燃料として適切な品質を有し主に石灰、製紙等の工場で使用されています。

4 . 再生潤滑油について

(1) 工業用潤滑油への再生

使用済み潤滑油をベースオイル（基油）に再生してリサイクルする方法は、現在国内においては行われていません。再生基油へのリサイクルにおいては、経済的に製造する技術の確立、品質規格の整備等が課題とされています。現状では極く僅かですが、受託再生（又は委託再生）という形で工業用潤滑油への再生が行われています。受託再生（又は委託再生）とは、潤滑油ユーザーが工業用潤滑油の再生加工業務を再生事業者へ委託し、再生した工業用潤滑油をもとの機械に戻し使用することをいいます。

(2) コンクリート離型剤への再生

コンクリート製品は、その大多数が型枠を使用して目的の形状にコンクリートを固めることにより製造されます。その時型枠と製品が固着せずにスムーズに取り出せるようにコンクリート離型剤が使用されます。油性タイプのコンクリート離型剤は、そのほとんどが良質のトランス油、タービン油等の使用済み潤滑油を用いて、廃油再生事業者によって製造されています。

潤滑油リサイクルに関する課題と対策

1. 潤滑油リサイクルのポイント

潤滑油リサイクルのポイントは、図-5に示すように、リサイクル品の品質・信頼性を如何に維持できるかに掛かっています。その具体的対策として使用済み潤滑油の分別の徹底及び塩素フリー化の推進が挙げられます。

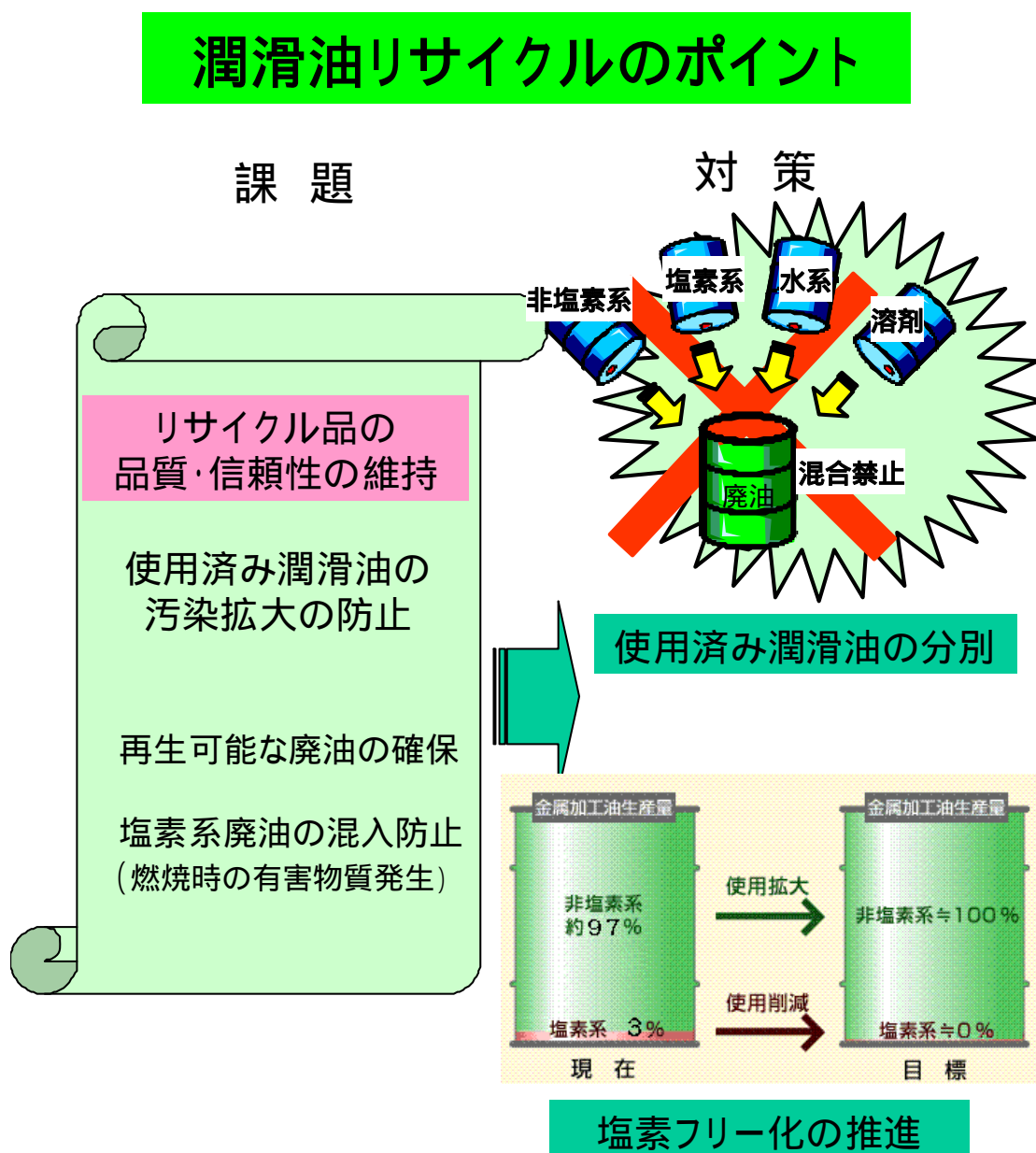


図-5 潤滑油リサイクルの課題と対策

2．潤滑油リサイクルの問題点

潤滑油は、その使用（排出）、回収、処理等の各工程において多くの問題を抱えております。主な問題点を表-7に示します。これらの多くの問題を解決し潤滑油リサイクルを円滑に進めるためには、事業者、ユーザー、行政等が連携し、これらの対策を検討するとともに、様々な取組を進めることが必要です。

潤滑油業界では、現在廃棄物処理・リサイクルガイドラインに沿って、塩素系潤滑油の分別回収と塩素フリー化が優先課題の一つと考えて、それぞれの推進のための活動を積極的に進めています。

表-7 潤滑油リサイクルに関する主な問題点

(排出) 使 用	使用済み潤滑油（廃油）分別の不徹底 使用済み潤滑油（廃油）保管設備の未整備 潤滑油成分情報の不足（塩素含有等） 使用済み潤滑油（廃油）の不適正処理等
(収集・運搬) 回 収	保管設備の設置条件等による回収の困難性 遠距離回収・少量回収等による回収コストのアップ 有価買い取り等による無許可回収等
(再生・焼却) 処 理	再生技術のコストによる限界 分析機器の未整備 簡易分析計の未整備 等
利 用	再生品の品質と信頼性確保（灰分、塩素分等） 再生品の用途限定 重油価格の変動による再生品需要の不安定性等

3．塩素系潤滑油について

(1) 処理時の問題

金属加工油等、潤滑油の中には塩素系添加剤を含む製品があります。使用済みとなった塩素系潤滑油を不適切に燃焼させるとダイオキシン等の有害物質の発生原因となったり、塩酸を生成して焼却炉の寿命を短くすることが問題です。

(2) 塩素化パラフィンについて

切削油、プレス油、鍛造油等に代表される金属加工油には、現在も極圧添加剤として塩素化合物が一部使用されています。また、ギヤ油等にも一部使用されており、これらを総称して塩素系潤滑油と呼んでおります。塩素系極圧添加剤には、塩素化パラフィン、塩素化脂肪酸エステル、塩素化脂肪酸等があります。中でも塩素化パラフィンが多用されています。塩素化パラフィンは、パラフィンの炭素数分布により短鎖型（炭素数 10～13）、中鎖型（炭素数 14～17）、長鎖型（炭素数 20～30）に分類されています。特に、短鎖塩素化パラフィンは国際ガン研究機関（IARC）において 2B（人に対して発がん性があるかもしれない。）に分類されており、欧州では平成 16（2004）年から短鎖塩素化パラフィンを含む金属加工油は使用禁止となりました。また、日本では、短鎖塩素化パラフィン（C11、塩素数 7～12）が化審法の監視化学物質に指定されています。

4 . 塩素系潤滑油の使用状況

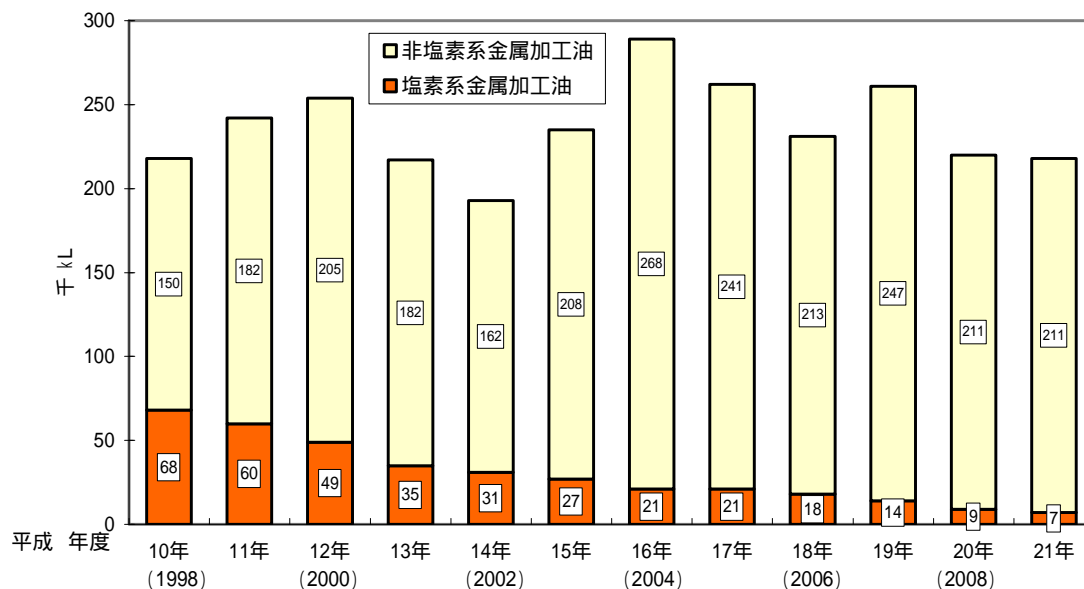
潤滑油業界では、塩素フリー化の推進のためユーザーの方々のご理解を得ながら塩素系潤滑油の生産削減や生産中止に努めています。塩素系潤滑油の大部分は、金属加工油で占められており、塩素系金属加工油の生産量は年々減少しています。金属加工油生産量（塩素系及び非塩素系）の推移は図-6のとおりです。

塩素系潤滑油は、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械等の業種で多く使用されていると思われまます。

図-7 及び図-8 に事業所における塩素系潤滑油の使用状況と事業所における塩素系潤滑油の分別状況の平成 18（2006）年度の調査結果を示します。

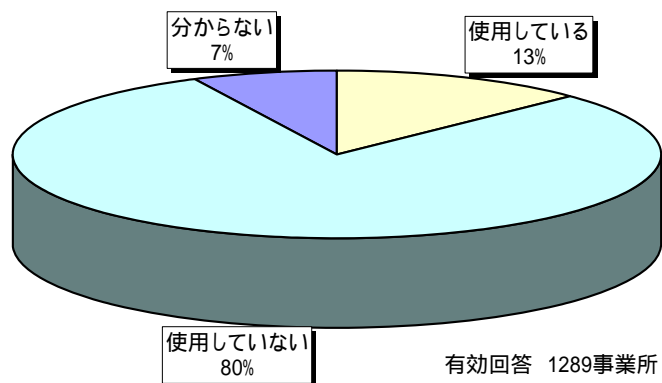
塩素系潤滑油の使用状況では、図-7 から 13%の事業所で塩素系潤滑油を使用していると回答がりましたが、平成 11（1999）年度の調査結果 36%に比べて 23%減少し、非塩素化の趣旨がユーザーに浸透してきています。また、分別状況では、図-8 からは 82%の事業所で分別していないと回答しており、

やむを得ず塩素系潤滑油を使用している場合には使用済み潤滑油の分別管理の徹底を推進していく必要があります。



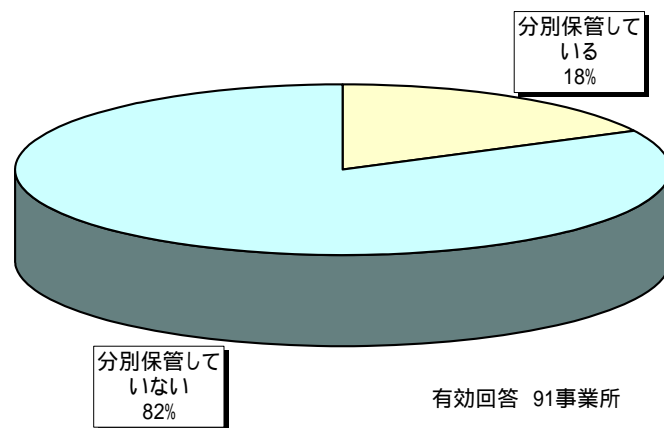
出典：平成 10(1998)年度より平成 22 (2010) 年度までの継続調査による年度別集計結果より

図-6 金属加工油生産量（国内向）（塩素系及び非塩素系）の推移



出典：平成 18 (2006) 年度調査結果より

図-7 事業所における塩素系潤滑油の使用状況



出典：平成 18（2006）年度調査結果より

図-8 事業所における塩素系潤滑油の分別状況

5 . 潤滑油業界の取組み

潤滑油業界では、潤滑油のリサイクルを推進する観点から、社団法人潤滑油協会、石油連盟、全国オイルリサイクル協同組合、全国工作油剤工業組合、全国石油工業協同組合及び日本グリース協会の関係団体が連携し、使用済み潤滑油の分別回収や塩素フリー化の推進に係る広報・普及啓発活動を積極的に推進しています。

（1）塩素系潤滑油分別回収の推進

既にご紹介したとおり、潤滑油リサイクル促進の観点から塩素系潤滑油の分別回収が重要です。潤滑油業界では、図-9、図-10 及び図-11 に示すような廃油の分別に係る各種のパンフレット、ポスター及びリーフレットを作成し、関係者へ普及広報する活動を進めています。塩素系潤滑油の分別回収にご理解とご協力をお願いします。



図-9 廃油分別パンフレット



図-10 廃油分別ポスター



図-11 分別手法リーフレット

(2) 塩素系潤滑油表示ラベルの貼付

塩素系潤滑油の製造会社あるいは販売会社では、自主的に図-12 に示すような塩素系潤滑油である旨の表示ラベルを容器（ドラム缶、ペール缶等）に貼付し、潤滑油ユーザーが容易に識別して分別、適正処理を行うことができるよう便宜を図っています。塩素系潤滑油であるかどうかをこの表示ラベルで確認し、使用済み潤滑油の分別管理にお役立て下さい。

(3) 塩素フリー化の推進

潤滑油業界では、塩素系添加剤を使用しない塩素フリー潤滑油の開発・普及に努めています。その一環として、図-13 に示すような潤滑油の塩素フリー化に関するリーフレットを作成し、潤滑油ユーザー等関係者への普及広報活動を進めています。塩素フリー化の推進にご理解とご協力をお願いします。

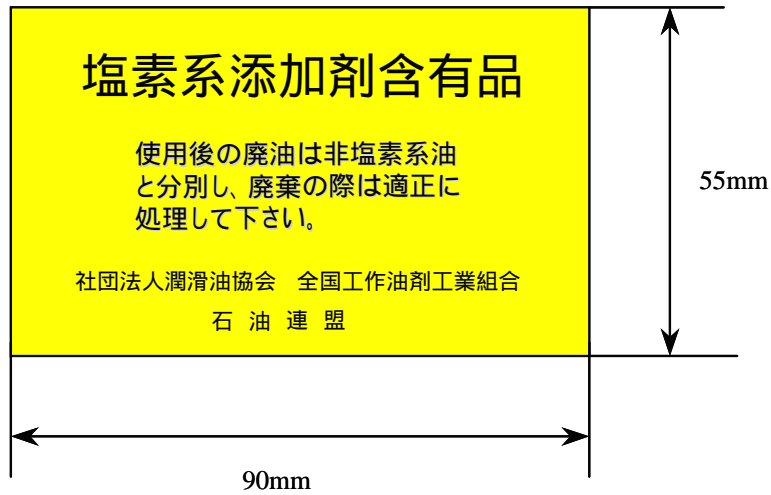


図-12 塩素系潤滑油表示ラベル

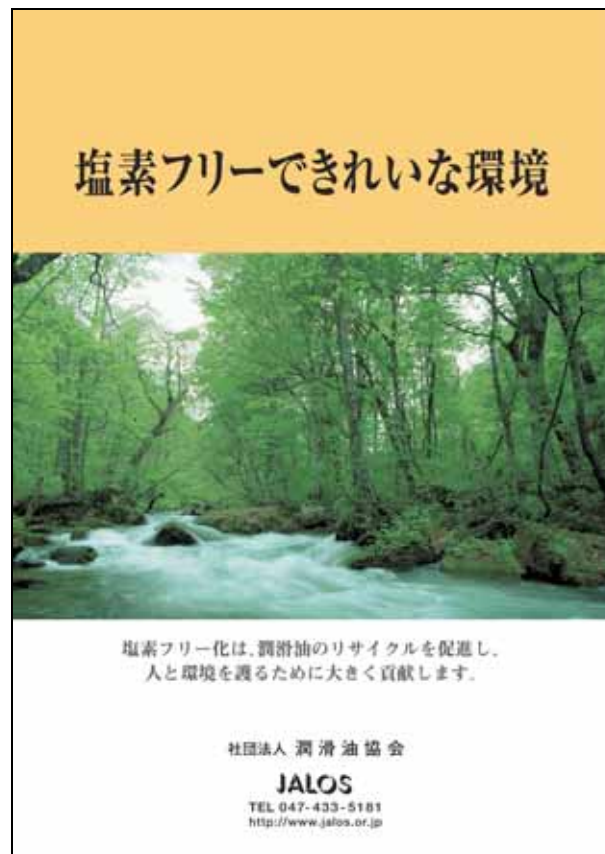


図-13 潤滑油の塩素フリー化に関するリーフレット

・廃棄物・リサイクル関連法

我が国の循環型社会の構築に向けて、これまで多数のリサイクル関連法が整備され、その推進が着実に図られてきています。循環型社会形成のための基本的枠組み法として制定された循環型社会形成推進基本法のもと、廃棄物処理法の改正や1 R(リサイクル)から3 R(リデュース、リユース、リサイクル)に取組みを拡充した資源有効利用促進法の制定が行われてきました。また、個別のリサイクル法として容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法等が整備されています。循環型社会形成のための法体系を図-14 に示します。ここでは、これら各廃棄物・リサイクル関連法の概要を解説します。なお、各関連法の詳細は関係省庁のHP をご覧になるか、関連部署にお問合せ下さい。

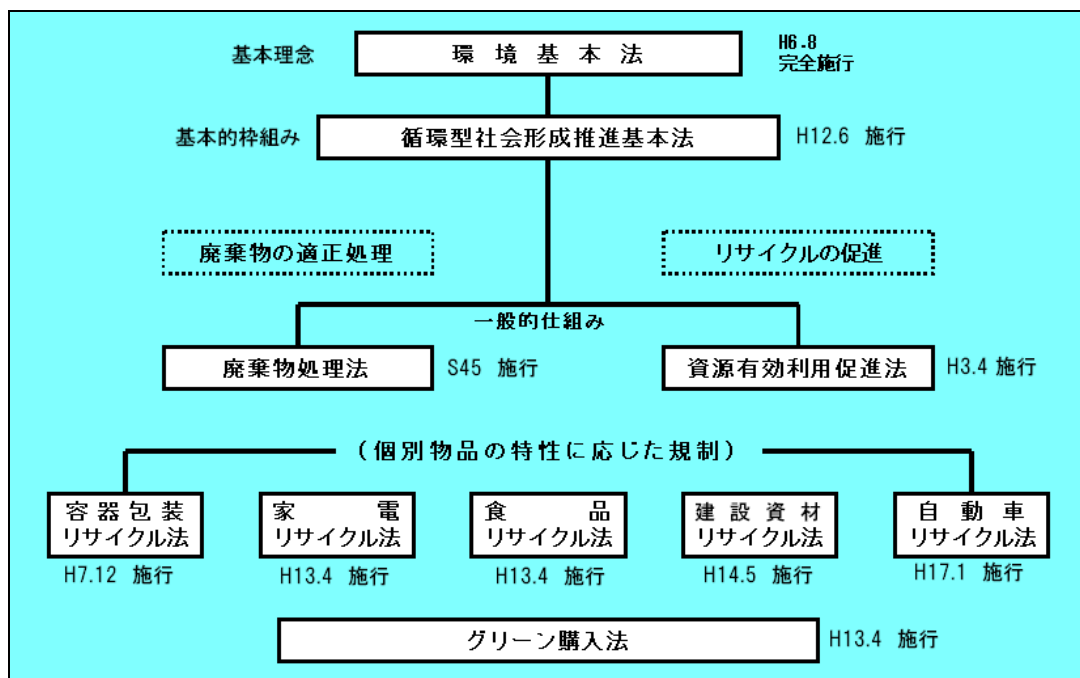


図-14 循環型社会形成のための法体系

1 . 循環型社会形成推進基本法 (平成 12(2000)年 6 月施行)

循環型社会形成推進基本法（基本的枠組み法）は、循環型社会の形成に関する行動が、自主的・積極的に行われることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、平成 13 年 1 月に完全施行されました。循環型社会を作り上げるには、国・地方自治体が講ずべき施策を行うのみならず、国民や事業者が自らの排出者責任を果たす等、あらゆる経済主体が参加することにより成り立つものとしています。

- ・ 廃棄物の発生を抑制（リデュース）
- ・ 循環資源の循環的な利用（リユース）
- ・ 循環資源を製品の原材料として再生利用（マテリアルリサイクル）
- ・ 再生利用不可の循環資源のうち熱を得ることに利用（サーマルリサイクル）
- ・ 循環的な利用が行えない資源は、適正に処分する。

等が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減するよう求められています。

また、拡大生産者責任として生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、その製品に対してのリサイクルや処分について一定の責任を負うことが規定されています。

2 . 廃棄物処理法 (昭和 45(1970)年施行、平成 22(2010)年 5 月改正)

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な処理を行い、また生活環境の清潔保全により公衆衛生の向上を図ることを目的に制定された法律です。排出事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正処理するため、また産業廃棄物の不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に、排出事業者が産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡す際、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付することが義務付けられています。さらに、排出事業者が最終処分終了まで確認することの義務付け

や多量の産業廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物の減量とその適正な処理計画を作成し、都道府県知事に提出及び実施状況の報告をすること等が定められています。

3．資源有効利用促進法（平成3(1991)年4月施行、平成14(2002)年2月改正）

我が国は、主要な資源の大部分を輸入している状況の中、資源が大量に使用されることにより、使用済み物品及び副産物が大量に発生し、その多くが利用されずに廃棄されています。このような現状において、資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）は、資源の有効な利用を促進するため製品の設計・製造段階におけるリデュース、リユース、リサイクルの対策、分別回収のための識別表示及び製造事業者による自主回収、リサイクルシステムの構築等、事業者としての責務、分別回収の促進等に協力する消費者の責務、資金の確保等の措置を講ずる国・地方公共団体の責務を規定しています。

4．主な個別リサイクル法

廃棄物の適正処理、リサイクルの促進を図る観点から、特に問題とされる廃棄物については、それぞれ個別のリサイクル法が整備されてきています。各個別リサイクル法の概要を表-8に示します。

表-8 主な個別リサイクル法の概要

リサイクル法	法の概要
容器包装リサイクル法 平成 7(1995)年 12 月施行 平成 18(2006)年 6 月改正	一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について、再生資源として利用が可能なものについて消費者が分別排出し、市町村により分別収集及び分別収集された容器包装の事業者による再商品化等の回収・リサイクルシステムが規定されています。
家電リサイクル法 平成 13(2001)年 4 月施行 平成 22(2010)年 5 月改正	家庭等から排出される使用済み家電製品の約 8 割を占めるテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンについて消費者、小売事業者、家電メーカー等の役割分担を明確にし、使用済み家電製品の家電メーカーによる再商品化等の回収・リサイクルシステムが規定されています。
食品リサイクル法 平成 13(2001)年 5 月施行 平成 19(2007)年 6 月改正	食品関連事業者から排出される食品廃棄物の発生を抑制させるため、食品の製造、流通、外食等において食品廃棄物等の発生抑制、減量、及び再生利用を図ることが規定されています。
建設資材リサイクル法 平成 14(2002)年 5 月施行 平成 16(2004)年 12 月改正	建築物等の解体工事等に伴って排出されるコンクリート廃材、アスファルト廃材、廃木材の分別及びリサイクル、工事の発注者や元請事業者等の契約手続き等が規定されています。
自動車リサイクル法 平成 17(2005)年 1 月施行 平成 22(2010)年 5 月改正	自動車の所有者、使用済み自動車の引取事業者、自動車製造事業者等、フロン類回収事業者及び解体・破碎事業者の役割分担、リサイクルに必要な費用等について規定されています。

5 . グリーン購入法 (平成 13(2001)年 4 月施行、平成 15(2003)年 7 月改正)

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）は、国、地方公共団体等による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他環境物品等へのユーザーの転換を推進するために必要なことを定めることにより、環境負荷を低減する製品の市場を創出・発展させることを目的としています。

国や国の機関、地方公共団体等が率先して環境物品を購入することを規定するとともに事業者ができる限り環境物品を選択すること等が求められています。

・ 廃油処理の手引

この手引では「廃棄物処理法」を遵守する適正な廃油処理について解説します。

1 . 廃棄物について

廃棄物の区分

廃棄物は図-15 のように産業廃棄物と一般廃棄物に大きく分けられます。

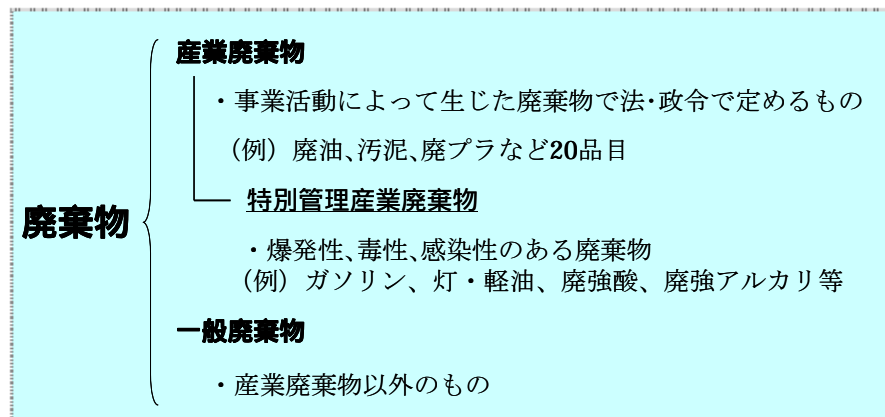


図-15 廃棄物の区分

産業廃棄物としての廃油の定義について

廃油は「廃棄物処理法」に定められた産業廃棄物です。廃棄物とは「他人に有償で売却できないために不要になったもの」と定義されていますが、事業者として不要になった廃油等は、有効利用する場合であっても、再生不可能な産業廃棄物を含む物であり、仮に放置すれば生活環境保全に支障を生ずるおそれがあるので、法に定める産業廃棄物としての取扱いをしなければなりません。（平成13年1月 環境省指導）

2 . 廃油の発生と保管及び委託処理について

* 産業廃棄物は「排出事業者が自らの責任で適正に処理する」というのが基本的原則です。その際、事業者は定められた基準に従って、産業廃棄物としての廃油を運搬又は処分を行わなければなりません。

*廃油の保管については、できるだけ屋内に保管場所を定め、見やすい場所に掲示板を設けて、廃油の種類、管理者氏名、連絡先等を明記することが必要です。

なお、廃油は専用容器又はドラム缶（フタ付き）に保管し、基本的にリサイクルが難しい「塩素系潤滑油」や「水系潤滑油」とリサイクルが容易な「非塩素系潤滑油」の3油種に分別することが望まれます。それぞれ処理方法が異なるので、リサイクルを促進するため必ず分別保管して下さい。

*一般的には、排出事業者が自ら処理できない場合が多いわけで、法に基づく委託基準に従って都道府県又は保健所設置市(政令指定都市、中核都市)の許可を受けた事業者へ廃油の処理を委託することになります。

*廃油の委託処理については、委託事業者との間で「産業廃棄物処理委託契約書」(運搬、処分、運搬と処分兼用がある)を結ぶことが義務付けられており、もし適正な契約を結ばなかった場合、罰金等の刑罰が科せられます。

*また、委託事業者の許可証の写しを貰って、許可内容を確認するとともに委託契約書に添付する必要があります。

この委託契約書は、5年間保管することが定められています。

<適正処理のための必要な情報>

*委託契約に係る廃油の性状や、その排出工程等について、熟知しているのは排出事業者であることから、処理の受託者に対して以下の4つの事項について適正な処理を行うために必要な情報を提供することが定められています。

(1) 性状及び荷姿

(2) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

(3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

(4) その他取扱いに関する注意事項

なお、これらを記載すべき具体的情報としては社団法人全国産業廃棄物連合会が作成した「廃棄物データシート (WDS)」が参考になります。

<確認すべき内容>

*収集運搬の範囲：運搬が複数県にまたがる場合該当県すべての許可が必要です。

*産業廃棄物の種類：廃油が取り扱えることを確認します。

*処分業の許可範囲：廃油処分の許可及び施設のある都道府県等の許可を確認します。

3. マニフェストの適正な運用について

* 廃油についてはリサイクルできるものであっても産業廃棄物に変わりはないので、処理事業者に引き渡す際にはマニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付することが義務付けられています。図-16 にマニフェストの具体的な流れを示します。

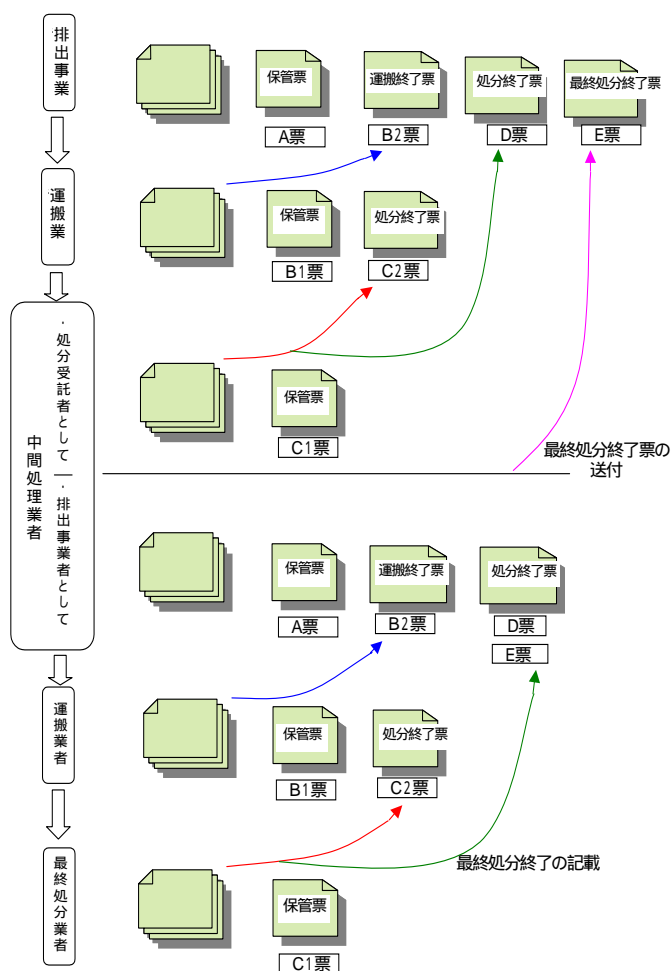


図-16 マニフェストの具体的な流れ

* 交付したマニフェストは、処理が終わるまで廃油と共に動くことになり、処理が終了した後、マニフェストはその通知として排出事業者へ所定の伝票〔B2、D、E〕各票が返送されてきますので、適正に処理されたことを確認したら、5年間保管することが法で定められています。

- *返送されたマニフェストの保管は、同じ交付番号の〔A、B2、D、E〕各票を組にして整理し、行政等から提示を求められた際に応じられるようにしておくことが大切です。
- *排出事業者に最終処分までの確認が義務づけられており、万一不法投棄が発生した時には責任が問われることとなりますので、マニフェストの管理は極めて重要です。
- *マニフェストの返送を受けるまでの期間は表-9 に示す通りです。

表-9 マニフェストの返送を受けるまでの期間

マニフェスト	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B2 票、D 票	交付の日から 90 日	交付の日から 60 日
E 票	交付の日から 180 日	同左

- *なお、マニフェストを適正に使用しなかったり、虚偽の記載をした場合、あるいは期限までに戻ってこないことや、戻ってきたマニフェストに虚偽の記載があることを確認せず放置し、委託事業者に必要な指示・催促等の措置を講じていない場合には排出事業者にも原状回復命令等の行政処分や罰金が表-10 のように科せられます。また、委託事業者に対して講じた措置内容を所管の都道府県等へ報告することが定められています。
- *廃棄物の処理および清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 18 年環境省令第 23 号）が平成 18（2006）年 7 月 26 日に公布され、平成 20（2008）年度から前年度（4 月 1 日～3 月 31 日）に交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等の状況報告を毎年 6 月 30 日までに都道府県知事又は政令市長に提出することが義務付けられました。
- *現在、国は電子マニフェストを普及・推進していくことに力を入れています。「情報処理センター」で情報を一括管理するため、偽造されにくく、不法投棄等の不適正処理の防止に役立つものと考えられています。前項の排出事業者によるマニフェスト交付状況の報告については、電子マニフェストの場合、「情報処理センター」が集計して都道府県知事に報告を行うため、各事業者は報告書の提出が不要になります。

表-10 排出事業者の義務違反に係る主な罰則

違反項目	罰則		措置命令
	懲役	罰金	
マニフェスト不交付、未記載、虚偽記載	6月以下	50万円以下	適用
マニフェスト未受領時等の適正措置義務違反			
マニフェスト保存義務違反			
無許可業者への委託禁止違反	5年以下	1,000万円以下	適用
委託基準違反	3年以下	300万円以下	適用
帳簿記載、保存違反		30万円以下	-
措置命令違反	5年以下	1,000万円以下	-
(備考) 措置命令とは、不法投棄等の不適正処理により生活環境に支障が生じたり、またはそのおそれがある場合に、都道府県知事等が処分者等(場合によって排出事業者)に対しその支障の除去等の措置を期限を定めて命令すること。			

4. 廃油処理委託の手順

使用済み潤滑油（廃油）の処理を事業者に委託する際の手順を図式化すると図-17のようになります。



図-17 廃油処理委託の手順

・参考資料

- (1) 産業構造審議会、地球環境部会、廃棄物・リサイクル部会合同基本問題小委員会報告書
「循環型経済システムの構築に向けて」（平成 11 年 6 月）
- (2) 山田太郎、廃潤滑油リサイクルの現状と課題、ペトロテック、OCP.2003 VOL.26
NO.10
- (3) 経済産業省、資源循環ハンドブック法制度と 3R の動向 2003 年
- (4) (社) 潤滑油協会、パンフレット「どうしていますか？廃油の分別」 2009 年改訂版
- (5) (社) 潤滑油協会、リーフレット「塩素フリーできれいな環境」 2009 年改訂版
- (6) 経済産業省 産業構造審議会 第 7 回廃棄物・リサイクル小委員会資料
- (7) (社) 潤滑油協会、平成 11 年度 潤滑油類の環境適合性に関する調査研究報告書
- (8) (社) 潤滑油協会、平成 12 年度 潤滑油類の環境適合性に関する調査研究報告書
- (9) (社) 潤滑油協会、平成 13 年度 潤滑油類の環境適合性に関する調査研究報告書
- (10) (社) 潤滑油協会、平成 14 年度 潤滑油環境対策補助事業報告書
- (11) (社) 潤滑油協会、平成 15 年度 潤滑油環境対策補助事業報告書
- (12) (社) 潤滑油協会、平成 16 年度 潤滑油環境対策補助事業報告書
- (13) (社) 潤滑油協会、平成 17 年度 潤滑油環境対策補助事業報告書
- (14) (社) 潤滑油協会、平成 18 年度 潤滑油環境対策補助事業報告書
- (15) (社) 潤滑油協会、平成 20 年度 潤滑油協会年報
- (16) (社) 潤滑油協会、平成 22 年度 潤滑油協会一般事業報告書
- (17) 経済産業省ホームページ : <http://www.meti.go.jp/>
- (18) 環境省ホームページ : <http://www.env.go.jp/>
- (19) 潤滑油協会ホームページ : <http://www.jalos.or.jp/>
- (20) 東京都環境局「産業廃棄物適正委託処理ガイドブック」平成 15 年（2003 年）3 月

. 付 録

1 . 廃油再生及び焼却事業者リスト (注)

当協会のホームページに情報提供を了承された事業者を掲載しております。

2 . 関係機関及び関係団体のホームページアドレス

1. 廃油再生及び焼却事業者リスト

主な廃油（使用済み潤滑油） 再生・処理会社	所在地	連絡先 電話番号	事業内容				
			廃油の 収集運搬	燃料油 再生	廃油の再生 潤滑油再生 （剥離剤等）	焼却	廃油の中間処理 油水分離 中和
協業組合公清企業（エコパーク）	北海道札幌市中央区北一条東15-140	011-221-8881	○	○		○	○
環境開発工業株式会社	北海道北広島市北の里 41-27	011-373-2728	○	○	○		○
株式会社ヤマグチ	北海道旭川市東光5条4丁目4-25	0166-31-7343	○	○			○
株式会社道央油設処理公社	北海道美唄市字チャシュナイ 1020	01266-5-2190	○	○		○	○
株式会社日本油設メンテナンス	北海道釧路郡釧路町木場 3-3	0154-36-2151	○	○			○
有限会社十勝リサイクル	北海道河西郡中札内村東戸高東5線155番地	0155-68-3547	○	○			○
青森油化工業株式会社	青森県青森市蟹沢 379-8	017-742-4591	○	○			○
海上石油有限公司	青森県八戸市大久保字小久保平 20-1	0178-25-7431	○	○		○	○
環境技術株式会社	青森県八戸市河原木字浜名谷地 1-1	0178-20-2666	○	○		○	○
有限会社八戸油槽	青森県三戸郡五戸町大字上市川字石呑 46-2	0178-33-6494	○	○		○	○

廃油再生及び焼却事業者リスト

主な廃油(使用済み潤滑油) 再生・処理会社	所在地	連絡先 電話番号	事業内容					
			廃油の 収集運搬	燃料油 再生	潤滑油再生 (剥離剤等)	焼却	廃油の中間処理	
有限会社日製産業	秋田県南秋田郡天王町天王字鶴沼台 67-2	018-878- 9580	○	○		○		中和
夏井石油所	秋田県鹿角市船越字根本 1-16	0185-24- 2055	○	○			○	
同和クリーンテックス株式会社	秋田県大館市花岡町字堤沢42	0186-46- 3033					○	
株式会社東北油化	岩手県盛岡市黒川 22地割77番地	019-696- 5656	○	○			○	
有限会社東北オイルサービス	岩手県岩手郡雫石町西安庭第15地割 54番6	019-692- 1125	○	○				○
株式会社深瀬商店	山形県山形市鈴川町 3-15-10	023-641- 3008	○	○			○	
北日本オイル株式会社	山形県酒田市山居町2-14-5	0234-24- 0321	○	○				○
株式会社オイルプラントナトリ	宮城県名取市増田 3-4-3	022-382- 2713	○	○	○			○
有限会社秋製工業	宮城県仙台市宮城野区中野字掃沼15 番地	022-258- 6611	○	○				○
旭興株式会社	宮城県多賀城市栄 3-3-9	022-362- 1510	○	○			○	○

廃油再生及び焼却事業者リスト

主な廃油(使用済み潤滑油) 再生・処理会社	所在地	連絡先 電話番号	事業内容			
			廃油の 収集運搬	燃料油 再生	廃油の再生 潤滑油再生 (剥離剤等)	焼却 油水分離 中和
東邦興産株式会社	福島県郡山市横塚 3-12-16	024-944-7766	○	○	○	○
株式会社ダイレックス	栃木県下都賀郡壬生町壬生乙3491-1	0282-83-5963	○	○	○	○
栃木ハイトラスト株式会社	栃木県真岡市鬼怒ヶ丘18-3	0285-83-3966			○	
赤城鉱油株式会社	群馬県みどり市大間々町大字大間々1668	0277-73-0194	○	○	○	○
株式会社群桐産業	群馬県新田郡藪塚本町藪塚 3201	0277-78-2479	○	○	○	○
日鉱環境株式会社	茨城県日立市宮田町3453番地	0294-21-1711			○	
株式会社産業オイル	千葉県白井市平塚2683-14	0474-97-1203	○	○		○
株式会社和光サービス	千葉県白井市河原子327	047-491-5305	○	○		○
株式会社市川環境エンジニアリング	千葉県市川市田尻2-11-25	047-376-1712	○			
株式会社東亜オイル興業所	千葉県八千代市上高野 1728-5	047-485-7189	○	○	○	○

廃油再生及び焼却事業者リスト

主な廃油(使用済み潤滑油) 再生・処理会社	所在地	連絡先 電話番号	事業内容					
			廃油の 収集運搬	燃料油 再生	廃油の再生 潤滑油再生 (剥離剤等)	焼却	廃油の中間処理	
千葉オイレッシュ株式会社	千葉県君津市笹1249-3	0439-39-3033	○	○		○	○	○
日本パール株式会社	千葉県袖ヶ浦市長浦拓1-1-51	0438-62-4097	○				○	
株式会社ダイセキ	千葉県袖ヶ浦市南袖21-13	0438-62-8798	○	○	○			
木幡興業株式会社	埼玉県三郷市早稲田2-13-3	048-950-0011	○	○				
株式会社朝田商会	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国 際ビル628号	03-3213-9451	○	○				
株式会社太陽油化	東京都板橋区三園 2-12-2	03-3938-0022	○	○				
エヌエス・ユシロ株式会社	神奈川県川崎市川崎区扇町6-12	044-366-1781	○				○	
株式会社清水屋商事	神奈川県横浜市港北区新吉田町4048	045-591-0835	○					
港北油化株式会社	神奈川県横浜市青葉区寺家町127番 地	045-962-2211		○	○			○
鶴見油化工業株式会社	神奈川県横浜市鶴見区安善町1-2-3	045-501-5733	○	○				○

廃油再生及び焼却事業者リスト

主な廃油(使用済み潤滑油) 再生・処理会社	所在地	連絡先 電話番号	事業内容			
			廃油の 収集運搬	燃料油 再生	廃油の再生 潤滑油再生 (剥離剤等)	廃油の中間処理 焼却 油水分離 中和
三島興産株式会社	新潟県長岡市喜多町 1078-1	0258-27-9211	○	○	○	○
鎌田養鶏株式会社	新潟県刈羽郡刈羽村下高町 1307-1	0257-45-2476	○	○		○
成沢製油株式会社	新潟県新潟市松島 2-3-47	025-275-1311	○	○		○
株式会社パンオйлサービス	新潟県新潟市女池神明 3-11-8	025-284-4961	○	○		○
喜楽鉱業株式会社	長野県塩尻市広丘吉田2902番3	0263-86-0891	○	○		○
大晶鉱油株式会社	福井県福井市日之出 5-904	0776-53-8350	○			
喜楽鉱業株式会社	福井県坂井郡丸岡町女形谷22字下池ノ上100	0776-67-1814	○	○		○
有限会社富士製油	石川県金沢市湊 1-11	076-238-9587	○			
株式会社ダイセキ	石川県松任市相川新町899	076-275-6585	○	○		○
日重環境株式会社	富山県高岡市吉久 1-1-145	0766-21-0603	○	○		○

廃油再生及び焼却事業者リスト

主な廃油(使用済み潤滑油) 再生・処理会社	所在地	連絡先 電話番号	事業内容			
			廃油の 収集運搬	燃料油 再生	廃油の再生 潤滑油再生 (剥離剤等)	焼却 油水分離 中和
日本海トラム株式会社	富山県高岡市伏木本町 10-10	0766-44-1574	○			
有限会社五光興業	富山県滑川市柳原 1984	0764-75-1448	○			
株式会社エシダクリンサービス	富山県射水郡大島町中野 560-1	0766-52-1256	○			○
新光洋電機有限公司	静岡県田方郡伊豆岡町北江間 1489-1	055-948-0897	○	○		○
株式会社村上(共同廃油処理センター)	静岡県静岡市丸子新田 20-1	054-259-2260	○	○		○
静岡油化工業株式会社	静岡県静岡市広野字東割 2311-5	054-259-5175	○	○		○
阿部化学株式会社	静岡県静岡市八幡 2-16-32	054-282-6800	○	○		
天星製油株式会社	静岡県浜松市笠井上町428番地	053-434-1111	○	○	○	○
有限会社浜松油化	静岡県浜松市高丘西 2-13-19	053-437-6728	○	○		○
株式会社コーンサービス	静岡県磐田市笠梅 1190	0538-38-0159	○			○

廃油再生及び焼却事業者リスト

主な廃油(使用済み潤滑油) 再生・処理会社	所在地	連絡先 電話番号	事業内容				
			廃油の 収集運搬	燃料油 再生	廃油の再生 潤滑油再生 (剥離剤等)	焼却	廃油の中間処理 油水分離 中和
株式会社東海ケミカル	静岡県磐田郡竜洋町東平松 1248-4	0538-66-5848	○	○		○	
株式会社M.O.C	愛知県名古屋市中村区高道町6-11-6	052-471-7928	○	○			○
株式会社ダイセイキ	愛知県名古屋港区船見町 1-86	052-611-6321	○	○	○		○
株式会社富士石油商会	愛知県名古屋市南区豊 4-13-7	052-821-9695	○	○			○
有限会社ゼンユ-	愛知県名古屋市緑区大高町字西正光寺 22	052-622-5551	○	○			○
豊田ケミカルエンジニアリング株式会社	愛知県半田市日東町1-30	0569-24-9920		○	○	○	○
岐阜鉱油株式会社	岐阜県養老郡養老町直江村下182-7	0584-32-4446	○	○			○
株式会社中部環境技術センター	三重県松阪市伊勢寺町 418-1	0598-58-3110	○	○			○
喜楽鉱業株式会社	滋賀県甲賀郡石部町石部口2-7-33	0748-77-4689	○	○		○	○
三和油工株式会社	大阪府大阪市淀川区十八条 1-13-70	06-6392-4676	○	○			○

廃油再生及び焼却事業者リスト

主な廃油(使用済み潤滑油) 再生・処理会社	所在地	連絡先 電話番号	事業内容					
			廃油の 収集運搬	燃料油 再生	潤滑油再生 (剥離剤等)	焼却	廃油の中間処理	
岩谷化学工業株式会社	大阪府大阪市淀川区西中島 3-9-13	06-6886-6651	○	○			○	○
株式会社ゼン・セカンド	大阪府東大阪市角田 1-8-26	0729-62-4777	○	○				○
株式会社中澤砥油	大阪府八尾市太田新町 6-70	0729-49-3718	○	○				○
有限会社向井	京都府京都市伏見区深草西出町 45	075-641-4460	○	○				
興亜工業株式会社	京都府京都市右京区西院月双町 99	075-311-3916	○	○				○
喜業鉱業株式会社	京都府綾部市物部町白岩9-1	0773-49-1185	○	○				○
神戸石油事業協同組合	兵庫県神戸市東灘区御影塚町1-1-34	078-841-4834		○				○
株式会社サンエム	兵庫県宍粟郡山崎町田井 631-1	0790-62-1996	○	○				○
オメガオイル株式会社	兵庫県加古川市加古川町寺家町32	0794-21-1869	○	○			○	○
有限会社井上鉱油	兵庫県小野市葉多町 826-6	0794-62-6829	○	○				○

廃油再生及び焼却事業者リスト

主な廃油(使用済み潤滑油) 再生・処理会社	所在地	連絡先 電話番号	事業内容					
			廃油の 収集運搬	燃料油 再生	潤滑油再生 (剥離剤等)	焼却	廃油の中間処理 油水分離 中和	
山陰興業株式会社	島根県出雲市神西沖町 2487-5	0853-43-0159	○	○			○	
公協産業株式会社	岡山県岡山市中尾126番地4	086-278-9770	○	○			○	○
日新石油産業株式会社	岡山県倉敷市日吉町 495-7	086-425-3171	○	○			○	
株式会社産業廃棄物処理サービス	広島県東広島市西条町福本235番地3	0846-45-3845	○	○			○	
株式会社クリーンエンジニア	広島県広島市南区月見町2244-13	082-890-0177	○	○	○		○	
山口興産株式会社	山口県宇都市文京町 8-7	0836-34-1140	○	○			○	
喜楽鉱業株式会社	山口県玖珂郡周東町大字上久原字新神前11-10	0827-83-1033	○	○			○	
高知県廃油企業株式会社	高知県香美郡香我美町岸本996-45	0887-54-0816	○				○	
島田工業株式会社	愛媛県松山市安城寺町 734-1	089-978-0342	○	○			○	
株式会社住共クリーンセンター	愛媛県新居浜市磯浦町 16-5	0897-34-6231	○	○			○	

廃油再生及び焼却事業者リスト

主な廃油(使用済み潤滑油) 再生・処理会社	所在地	連絡先 電話番号	事業内容					
			廃油の 収集運搬	燃料油 再生	潤滑油再生 (剥離剤等)	焼却	廃油の中間処理	
村上石油株式会社	愛媛県越智郡伯方町木浦甲3496-1	0897-72-1221	○	○		○	○	中和
株式会社イマナガ	福岡県北九州市門司区新門司 3-38-2	093-481-5097	○	○			○	
株式会社新日化環境エンジニアリング	福岡県北九州市戸畑区中原先ノ浜 46-80	093-881-2880	○	○		○	○	
岩野礦油株式会社	福岡県北九州市八幡西区築地町 21-36	093-642-2528	○	○			○	
小出油業有限公司	福岡県北九州市若松区藤ノ木 2-4-17	093-791-0963	○	○	○		○	
日吉化学工業株式会社	福岡県北九州市若松区藤ノ木 3-2-39	093-791-3223	○	○	○		○	
株式会社ダイセキ	福岡県北九州市若松区南二島 4-13-3	093-701-2016	○	○	○		○	
喜楽鉱業株式会社	福岡県北九州市若松区響町 1-64	093-751-0090	○	○		○	○	
喜楽鉱業株式会社	福岡県糟屋郡須恵町上須恵 1423-8	092-933-4768	○	○			○	
喜楽鉱業株式会社	福岡県大牟田市新開町 3-3	0944-43-0322	○	○			○	

廃油再生及び焼却事業者リスト

主な廃油(使用済み潤滑油) 再生・処理会社	所在地	連絡先 電話番号	事業内容				
			廃油の 収集運搬	燃料油 再生	潤滑油再生 (剥離剤等)	焼却	廃油の中間処理 油水分離 中和
筑豊環境開発	福岡県嘉穂郡嘉穂町大字上牛隔字音谷 614	0948-57-3448	○	○		○	
有限会社田川石油資源開発	福岡県田川郡川崎町大字安真木町 5955-1	0947-73-3875	○	○		○	
株式会社フチガミ	福岡県久留米市梅満町 1645-8	0942-38-5283	○	○		○	
株式会社西日本リサイクル	福岡県八女市大字室岡 306-1	0943-24-4821	○	○		○	
有限会社森商会	長崎県佐世保市千尽町 24	0956-31-6120	○	○		○	
有限会社貞方産業	長崎県佐世保市福石町1-7	0956-34-1377	○	○		○	
有限会社宮本商事	大分県大分市大字宮河内4158-1	097-529-2570	○			○	
喜楽鉱業株式会社	熊本県水俣市浜松町5-39	0966-62-6200	○	○		○	
有限会社オイル・リサイクル	宮崎県延岡市新浜町 2-8935-70	0982-37-1233	○	○		○	○
株式会社大進産業	鹿児島県鹿児島市下福元町 9799-4	099-263-2121	○	○		○	
沖縄開発工業	沖縄県中頭郡西原町字小那覇 1046	098-945-1725	○	○		○	

2. 関係機関及び関係団体のホームページアドレス

関係機関及び関係団体名	ホームページアドレス
経済産業省	http://www.meti.go.jp/
環境省	http://www.env.go.jp/
東京都環境局	http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/
石油連盟	http://www.paj.gr.jp/
全国オイルリサイクル協同組合	http://www.oilrecycle.or.jp/
全国工作油剤工業組合	http://www.zenkoyu.or.jp/
(社)潤滑油協会	http://www.jalos.or.jp/

潤滑油リサイクル ハンドブック

平成23年9月 発行

社団法人 潤滑油協会
Japan Lubricating Oil Society

〒273-0015 千葉県船橋市日の出 2-16-1
TEL 047-433-5181
FAX 047-431-9579
URL : <http://www.jalos.or.jp/>

禁無断転載

JALOS

平成 23(2011)年 9 月改定